

原発震災の被災民は憲法が保障する人権を奪われたまま 改憲＝戦争への道でなく憲法の実現を

■故郷を追われ、雇用不安、健康被害におびえる被災民

東日本大震災と福島原発事故から2年が過ぎました。原発震災の被災民は、家族が離ればなれの二重生活、雇用不安と失業、子どもの甲状腺ガンの異常な高率での発生、さまざまな健康被害に苦しみながらの生活を余儀なくされています。

福島原発から200キロも離れていた流山市など東葛地域でも、放射能汚染ホットスポットとなって、子どもたちの健康に不安を覚えながら暮らす毎日を強いられています。

■原発震災をそのままに憲法改悪に走る安倍政権

安倍内閣は、「集団的自衛権の行使」と「憲法の改正」を主張しています。しかし自民党が多数議席を得たとはいえ、国民が9条をはじめとする改憲を支持したわけではないことは多くの世論調査が示しています。まして、昨年4月に発表された自民党改憲草案の言う「国防軍で『自衛戦争』をする国」には大多数の人びとが危惧の念を



抱いているのが現実です。

安倍内閣は、改憲を容易にするためにまず改憲の要件を定めた第96条を変更し、続いて9条などをはじめとする平和、人権、国民主権の憲法3原則の否定に向かおうとしています。

しかも安倍内閣は、そうした明文改憲以前にも、領土問題など東アジアの緊張からくるナショナリズムを煽りたて、歴代政府が繰り返し確認してきた憲法解釈をさえ変えて、集団的自衛権の行使Ⅱ米国の世界戦略の要求に従い、米国と共に海外で戦争をすることを可能にしようとしています。

■憲法を守り、活かし、アジアと世界に広げよう

雇用や社会保障の崩壊、米国の戦争への協力、福島原発事故への無反省という政治のもとで、国民の生活のこれ以上の悪化を防ぐことが出来たのは、戦争放棄や生存権を謳った憲法と、それを守ろうとする国民の努力が存在したからです。

悲惨な戦争と暗黒政治への反省から生まれた憲法を、暮らしの中にしつかりと活かし、世界に広めることこそが、いま私たちに求められています。今日は3・11、改憲の動きは許さないと意思を、皆さんとともに胸に刻みたいと思います。

九条の会・流山

■連絡先 石林紀四郎 (04-7154-7511) 三原真子 (04-7152-6559)
TEL/FAX 山田洋子 (04-7144-3993)